

議案第 1 0 8 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、

市民部の所管する部分について

それでは、議案第 1 0 8 号令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、市民部が所管する部分についてご説明いたします。

はじめに、歳入について、ご説明いたします。

10 ページをお願いします。

中段、款 1 6 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費国庫補助金、説明欄「史跡等購入費補助金」は、坂本城跡の三ノ丸の公有化に係る国からの補助金です。

下段、款 1 6 国庫支出金、項 3 委託金、目 1 総務費委託金、節 2 戸籍住民基本台帳費委託金、説明欄「中長期在留者住居地届出等事務委託金」は、出入国管理法の一部改正に伴うマイナンバーカードと「在留カード」又は「特別永住者証明書」を一体化する制度の開始に必要な電算関係備品を購入するための国からの委託金です。

続いて、12 ページをお願いします。

上段、款 2 0 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金、節 3 文化観光振興基金繰入金は、坂本城跡の三ノ丸の公有化に係る経費の財源として充当するも

のです。

下段、款 2 3 市債、項 1 市債、目 1 総務債、節 3 文化施設等整備事業債は、坂本城跡の三ノ丸の公有化に係る経費の財源として充当するものです。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

14 ページをお願いします。

上段、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 4 文化財保護費、説明欄「1 文化財保護管理運営費」は、坂本城跡の国史跡指定の答申をふまえた三ノ丸の公有化に要する経費です。

下段、款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費、節 1 7 備品購入費、説明欄「1 戸籍住民基本台帳事務管理費」につきましては、出入国管理法の一部改正に伴い、本庁及び支所に特定在留カード等住居地等書換用端末を購入するための経費です。

歳出の説明は以上でございます。

以上、議案第 1 0 8 号令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、市民部が所管する部分についてのご説明といたします。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。